

資料⑦ 庁内検討会議設置要綱

三原市立地適正化計画策定庁内検討会議設置要綱

平成27年5月25日

三原市要綱第60号

(設置)

第1条 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号。以下「法」という。）第81条第1項の規定に基づく住宅及び都市機能増進施設（医療施設，福祉施設，商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であって，都市機能の増進に著しく寄与するものをいう。以下同じ。）の立地の適正化を図るための計画（以下「立地適正化計画」という。）の策定に関し必要な事項を検討するため，三原市立地適正化計画策定庁内検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会議は，次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 法第81条第2項各号に規定する立地適正化計画に定める必要のある事項についての検討に関すること。
- (2) 立地適正化計画策定のための調査分析に関すること。
- (3) その他検討会議が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 検討会議は，別表第1の職にある者をもって組織する。

(会長及び副会長)

第4条 検討会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は，担当副市長をもって充てる。
- 3 副会長は，担当副市長以外の副市長をもって充てる。
- 4 会長は，検討会議を代表し，会務を総理する。
- 5 副会長は会長を補佐し，会長に事故があるとき，又は会長が欠けたときは，その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会議の会議（以下「会議」という。）は，会長が必要に応じて招集し，会議の議長となる。

(調整会議)

第6条 第2条に掲げる検討会議の所掌事務を円滑に処理するため、別表第2の職にある者をもって構成する調整会議を置く。

2 調整会議の会議は、都市開発課長が長を務め、議長となる。

(関係者の出席)

第7条 会長又は調整会議の長は、必要があると認めるときは、検討会議又は調整会議に委員以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 検討会議の庶務は、都市開発課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、三原市立地適正化計画が策定されたときに、その効力を失う。

附 則 (平成28年4月28日三原市要綱第71号)

この要綱は、平成28年5月1日から施行する。

附 則 (平成29年11月17日三原市要綱第112号)

この要綱は、公布の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

担当副市長
担当副市長以外の副市長
危機管理監
経営企画担当部長
総務企画部長
財務部長
保健福祉部長
生活環境部長
経済部長
建設部長
都市部長
教育部長
消防長
水道部長

別表第2（第6条関係）

経営企画課長
地域調整課長
管財課長
保健福祉課長
高齢者福祉課長
子育て支援課長
生活環境課長
危機管理課長
商工振興課長
農林水産課長
土木管理課長
都市開発課長
建築指導課長
教育振興課長
予防課長
管理課長

三原市立地適正化計画

発行／初 版：平成 29 年 12 月
改定版：令和 8 年 3 月

編 集／三原市都市部都市開発課

〒723-8601 広島県三原市港町三丁目 5 番 1 号
電話：0848-67-6113
FAX：0848-64-6057
電子メール：toshikaihatsu@city.mihara.hiroshima.jp
ホームページ URL：<http://www.city.mihara.hiroshima.jp/>